

# 袋井市都市計画審議会

## 会議録 (情報公開用)

開催日 平成25年3月18日(月)

場 所 袋井市役所 第一委員会室

# 袋井市都市計画審議会会議録

- 1 開催日時 平成25年3月18日（月）  
午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 袋井市役所5階 第一委員会室
- 3 出席者 都市計画審議会委員12名及び事務局  
※ 袋井市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき、委員の半数以上が出席していることから、定足数を満たしています。
- 4 審議事項 議第1号 特殊建築物の敷地の位置について（付議）  
議第2号 中遠広域都市計画道路の変更〈袋井市変更〉について（付議）
- 5 報告事項 報第1号 都市計画道路再検証指針（案）について
- 6 その他 議事録署名人については、袋井市都市計画審議会運営規程第5条第1項の規定に基づき、議長及び議長が指名した委員1名が会議録に署名することとなっています。  
会議において、議長から各委員に対し、指名した会議録署名人について意見を求めたところ、異議ないことを確認しました。

# 会議録

## 1 開会

## 2 市民憲章唱和

## 3 市長あいさつ

## 4 会長あいさつ

## 5 審議事項

### 議第1号 特殊建築物の敷地の位置について（付議）

#### ア 議案の概要

袋井市中新田地区にある寝具の再生工場（(株)丸八真綿販売）において、これまで自社の寝具の再生処理を行っていたが、事業の拡大を図るため、自社製品以外の寝具を再生処理する計画をしている。

自社製品の再生処理については、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可は不要であるが、自社製品以外の寝具を受け入れ再生処理する場合は、許可が必要になる。

今回、新たな建築物の建築及び設備導入等による処理能力の変更は生じないが、自社製品以外の寝具の再生処理事業を行うためには、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可が必要になることから、本案件について、敷地の位置が、都市計画上支障がないか審議することとなった。

#### イ 議事

##### ○ 議長

それでは、これより議題に入ります。今回は配布された資料のとおり、審議事項2件、報告事項1件がそれぞれ提出されています。

5 審議事項、「議第1号 特殊建築物の敷地の位置について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

##### ○ 事務局

（説明）

##### ○ 議長

ただいま、議第1号 特殊建築物の敷地の位置について、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見がございましたら、お伺いします。

##### ○ ■■ 委員

2点お伺いしたいと思います。平成8年当時、この物件の認可にあたりかか

わかりました。当時、新築でありましたので問題ないと考えましたが、今回、建築基準法第51条の1のただし書きをみると、焼却施設などの処理施設は、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。」とあります。この中に、「政令で定める規模の範囲内」とありますが、本案件は政令に定める基準をクリアするのか、また、この解釈について教えていただきたいと思ひます。

もう1点は、資料をみますと、この焼却施設は、水の中に煙を落とすので、煙が多分でないと思ひますが、再生処理のために集めてくるものは、県内のみなのか、それとも県外からも集めてくるのか、特定できているのかを知りたいと思ひます。バグフィルターがついていても、セシウムが含まれていると、それは通過してしまふと思ひます。バグフィルターは0.06ミクロンで、セシウムは0.01ミクロンです。袋井市の焼却場で燃やすのとは違ひまして、民間の処理施設で燃やすことになります。日本全国で集めたものを処理するのか、東北のものを処理するのか、特定されているのかを教へてほしいと思ひます。

○ 事務局

はじめに、政令で定める範囲内についてであります。施設の規模を増やす場合は、「政令で定める範囲内」に該当するものとして処理しておりますが、今回は、焼却施設の規模、容量を増やすものではございません。このため、この案件につきましては、第51条の後段ではなく、前段の用途変更での適用と考えております。

次に、処分する物についてありますが、現在は丸八真綿が売ったものを下取りし、回収してきております。どこから集めたのかといへば、全国から集めてきたものになります。ただし、これらは集めた素性が分かっており、製品として把握しております。今後の予定としては、現時点で、袋井のイオンから集めたものを処理することになっております。イオンと提携して処分すると聞いていることから、最終的に、広い範囲から集まってくるものと思ひれます。

○ ■■ 委員

ありがとうございます。私が危惧しているのは、例えば、東北の放射能で汚染されたものが来て、焼却処理されることを心配しております。ダイオキシンの検査は行われていますが、放射能のセシウムなどの検査がされているのか、されていなければ、個人的に検査をしたほうがいいのかと思ひます。そのあたりの見

解を教えてくださいと思います。

○ 事務局

基本的に行っていないと思います。また、ごみとして出されたものを処理するのではなく、下取りをしたものを集めて処理するものであると聞いていることから、そこまで深く業者に確認をしておりません。

○ ■■ 委員

丸八さんは、よく私の家に不要な布団はないかということで、回収に来ます。間違いはないと思いますが、個人のお宅にも来ることから、ひょっとして、福島原発に近いところから来るかもしれないということで、検査をしてはどうかと思いました。これは、要望事項です。

○ 事務局

分かりました。業者にも伝えておきます。

○ ■■ 委員

袋井市内にこれと類似の施設はどのくらいありますか。最初は自社製品の処理ということで、建築基準法51条の対象外となっていました。今回は、自社製品以外に広げることになったため、審査の対象となりました。もし、同じようなケースがあると、許可になってくる可能性があります。このため、類似のケースがどのくらいあるのか、また、それらはどうなのかをお聞きしたいと思います。

それから、みなさんにお考えいただくこととなりますが、場所を決めるのに、袋井市にとってどうかということも考えていかなければいけないと思います。そういう観点をもたなければならないと個人的に思いました。特に地元の方々の意見は、ぜひ出してほしいと思いますし、説明がありましたが、図面だけでは、現地の状況がいまいち分かりません。本来は、写真などで説明していただいたほうが、わかりやすいのかなと思いました。質問は最初の1点目で、類似のものがどれくらいあるか教えてください。

○ 事務局

類似のものとは、焼却施設のことではなく、自社内の処理だけで第51条ただし書きの許可がいらぬものの件数ということで、よいでしょうか。

○ ■■ 委員

はい。

○ 事務局

自社内の処理だけになりますと、許可の申請がなく、対象外となるため把握しておりません

なお、袋井市内で、自社内で水を処理するという相談を事前に受け、51条の許可がいらぬというケースがありました。

○ ■■ 委員

今後の事業計画をもとに計画概要書が出されておりますが、これ以前はどうだったのかをお伺いしたいと思います。資料では、現在3トンの処理という数字があるだけで、いままでは大丈夫だったという説明でした。これから、3トンが7.5トンと倍以上の処理になります。平成8年という非常に早い段階で、処理施設として許可をとり、その後、自社内のものを少しずつ処理しているから大丈夫であるというのですが、焼却量が倍以上になることについての影響について、お伺いしたいと思います。

もう1点は、住宅から離れているとか、工場が集まっている、病院や学校から離れているという説明がありましたが、こうしたものを都市計画審議会に付議する基準があると思います。大きな市になると、独自の規定を持っています。袋井市は基準がないので、県の基準に基づくことになろうかと思いますが、付議する中身、拠るところが示されていないので分かりません。

○ 事務局

最初に3.0トンが7.5トンに増えることによる影響についてですが、詳しくは、廃掃法に関する環境部局の判断になろうかと思います。そもそも、計画概要書にありますとおり、この処理施設は、廃プラスチックを燃やした場合は、1日5.14トン燃やせる施設です。繊維くずについては、1日8.56トン燃やせる施設、そして、紙であれば1日8.56トン燃やせるということです。1つの物を燃やしたときの最大の処理量を書かせていただいております。

今後、処理量が増えた場合、全体で7.5トンの量になります。ほとんどが繊維くずになりますので、容量的に、廃掃法の基準でいえば十分まかなえます。これまでは、十分処理能力がありましたが、ほんの一部しか使っていない状況でした。結局、5日フルに処理できるところを、2日間しか処理していなかったことになります。このため、3.0トンが7.5トンになることについては、施設として十分対応できるものと考えております。先程、平成8年認可の話がありましたが、その後の法改正により、平成10年に外側に追加で集塵機を設置しております。現在の法律の基準に合っておりますので、大丈夫であると考えています。

次に、付議する基準ですが、県では、これならこれという基準は設けておりません。それぞれの状況が異なりますので、都市計画との整合、今回は用途地域との支障はないであろう、また周辺環境、このあたりは工場が立地しており海に近いこと、そして、交通や緑化の関係、現地の確認などで、支障がないだろうと判断して付議をしております。一律に線を引いて判断しているのではなく、個別に判断させていただいております。

○ ■■ 委員

ありがとうございます。焼却場の容量ですが、随分早い時期に、将来を見越んで容量を大きくしたのかなあと思いました。現状、これで十分間に合うならば結構ですが、今まで焼いていた量よりも増えてきますので、注意をしていってほしいと思います。例えば、検査をしたら報告しなければならないことなどがあると思いますので、そのあたりの数値の確認については、しっかりしていただきたいと思います。

次に、付議する基準ですが、■■委員から話がありましたが、地元のみなさんはどうなのかということがありました。資料をみますと、工場から100mの円が書かれてあり、これは多分、基準をつけていることだと思います。これを見て基準値以内とみました。ただし、道路向こうには住宅があり、工場から120mという話がありました。他の基準では、500m範囲の住宅の方に、説明するようにと決めているところもあります。地域のみなさんに不安を与えないように、この説明はしっかりとさせていただきたいと思います。

そして、静岡県には基準はないのでしょうか。インターネットなどで調べると、他の県では要綱や要領があります。大きな市でなくても独自に基準を持っているところもあります。村松地区でも、県内最大のコンベアの、選別する施設があります。先程、話がありましてとおり、こうした施設はだんだん増えてくるものだと思います。こうした基準を独自にもっていただくほうがよいと要望させていただきます。

#### ○ 事務局

先程、処理能力が大きいという話がありましたが、建築職として、この施設が大きいのか、小さいのか正直わかりません。ただ、ダイオキシン特別措置法の改正をみておきますと、この施設は、一番小さい枠に入ります。中にはけたが違う大きな処理能力のものがあります。このため、規模としてはそれほど大きいものではないのだろうと考えています。いろいろ調べた中では、ダイオキシンは、高温で燃やさなければいけないこともあることから、この施設は、当初、ある程度の大きさを見込み、設置したのかなと個人的に感じました。

それから、自治会につきましては、最初に設置した際に、地元と業者が協定書を結んでおります。今回の業務拡大についても、自治会長さんに連絡し、了解を得ていると聞いています。

また、インターネットに基準が出ているとの話ですが、それは、51条の許可というよりも、環境部局の産廃施設の設置基準ではないかと思われます。これについてはよく出ております。こちらとしては、明快なものがないため、このように答えさせていただきました。

#### ○ ■■ 委員

質問ですが、もし、ここで否決された場合、どうなるのでしょうか。

○ 事務局

否決されましたら、都市計画上支障がないと判断できないと思いますので、業者には許可がおりないこととなります。業務拡大はできないことになろうかと思えます。

○ 議長

都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可をする、ということですので、その場合、審議会として、なぜそのようになったのか、理由を明確に示す必要があります。

○ ■■ 委員

基準がはっきりしないのは、確かに県のおっしゃるとおりですが、地元としてどうかについては、別の問題でありますので、議論しなければいけないと思えます。

○ 議長

先に、県の都市計画審議会で審議されたと伺いましたが、意見等、参考になることはありませんでしたか。

○ 事務局

特に質問はございませんでした。

○ ■■ 委員

地元の自治会長、自治会を含めて審議されていると説明がありましたが、その時に、先程の問題も含めた説明のなかで、地元が一定の理解をしているということでしょうか。

○ 事務局

説明は業者がしております。立ち会っておりません。結果を聞いている状況です。

○ ■■ 委員

結果として、地元としての方向性がでていているという、報告を受けたということですか。

○ 事務局

公害防止に関する協定書として、中新田自治会と業者が協定を結んでおります。その中で、設備の設置等の協議として、主要設備の新設、増設又は変更を行うときは事前に協議をしてください、と約束がされています。今回については、業者が説明にお伺いしておりますが、協定書の項目に該当しないので、わかりました、結構ですと聞いております。

○ ■■ 委員



産業廃棄物処理施設であれば、県の都市計画審議会になりますが、今回、一般処理廃棄物が含まれていたため、袋井市の都市計画審議会で審議することになりました。そこで、廃掃法上の一般廃棄物処理施設の設置の変更の手続きは、何か行われたのでしょうか。

○ 事務局

今回、変更手続き等はありません。

○ ■■ 委員

今回、新たに施設を設置するものでないことから、環境アセスメントや地元説明会も開催されていないということによろしいのでしょうか。

○ 事務局

それらは、廃掃法で義務づけられた部分になりますので、そうした手続きは、行われておりません。今回については、建築基準法第51条の手続きだけになります。

○ ■■ 委員

1点確認をさせてください。この案件は、増築や新築ではありませんが、例えば、1,000㎡もしくは2分の1以上の増改築、大規模な修繕模様替えにおいては、法の遡及適用があります。今回の手続により、新たに法の適用が生じることはないのでしょうか。

○ 事務局

建築物に関しては、ご質問のとおり、何もいじらないためございません。ただし、51条に関しては、用途変更扱いとなり、許可の手続きだけをさせていただいております。建築確認での手続きや遡及適用といった話は、一切出てきません。

○ ■■ 委員

交通の関係ですが、イオンから申請地に向かうと、150号から右折が入ります。交通渋滞など、混み合うことなどはないのでしょうか。

○ 事務局

搬入は、いろいろなところから来るため、一度にトラックが来るということは聞いておりません。搬入・搬出の時間が多くなりそうなのは、午前11時と午後2時になり、これ自体、時間的にばらつきがあります。全体の台数が9台だけありますので、車がつながるといったこともないと思われまます。

○ 議長

建築基準法第51条のただし書きは、この場所にこういった処理施設を設置することが都市計画上支障ないか、が議論の対象となります。施設ができた後のことについては、例えば有害物質等が出るかどうかは、個別法で対応し、担当部局が適正チェックしていくことになろうかと思えます。

○ ■■ 委員

この案件について、袋井市都市計画課としての意見について教えてください。

○ 事務局

本地区は、周辺に工場が立地しており、市街地や住宅地と隣接していないことから、都市計画上、問題がないと考えます。

○ 議長

よろしいでしょうか。それでは、ここでお諮りしたいと思います。議第1号特殊建築物の敷地の位置については、原案のとおりとすることで、ご意見ございませんでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございました。それでは、ご異議がございませんので、この案件につきましては、原案のとおりとしたいと思います。

## 議第2号 中遠広域都市計画道路の変更〈袋井市変更〉について（付議）

### ア 議案の概要

3.6.16号 上久能山科上線の周辺は、県立袋井商業高校、袋井市民病院及び工業団地があり、本路線はこれらのアクセスルートになっている。そして、東名高速道路袋井インターチェンジと新東名高速道路 森掛川インターチェンジを結ぶルートの一部になっており、通学する子どもたちや周辺住民への安全対策が求められている。

こうしたことから、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な交通処理を図るため、本路線に定める歩道 2.5 mを自転車歩行者道 3.5m として確保するため、自転車歩行者道に接する路肩の幅員を 1.0m から 0.5m に変更し、本路線の標準幅員を 10.5m から 11.0m に変更する。

### イ 議事

#### ○ 議長

ただいま、議第2号 中遠広域都市計画道路の変更〈袋井市決定〉について、事務局から説明がありました。この件につきまして、ご質問・ご意見等ありましたら、お伺いします。

#### ○ ■■ 委員

基本的に、道路北側の片側だけの自転車歩行者道になっています。東名高速道路沿いは片側になりますが、それ以外の東名高速道路と離れた、民有地に沿ったところは、自転車歩行者道がないのでしょうか。

#### ○ 事務局

ご質問にお答えします。東名高速道路に沿っているところは、歩行者等の発生が見込まれないことから、片側になります。それ以外の西の部分は、業務系の土地利用になっておりますが、そうしたところの歩行者等の発生は極めて少ないことから、北側に片側の自転車歩行者道を計画しております。

#### ○ 議長

よろしいでしょうか。

#### ○ ■■ 委員

はい。

#### ○ ■■ 委員

都市計画決定がされるまでの流れを確認したいと思います。「資料編」にある都市計画決定の予定が、平成24年3月になっておりミスプリだと思います。いつ頃に都市計画決定をするのか教えてほしいと思います。

#### ○ 事務局

資料に誤りがあり申し訳ありません。都市計画決定の予定は、平成25年3月末

を予定しています。今後、県知事協議を行い、事務処理を進めまして、今年度中に都市計画決定してまいりたいと考えております。

○ 議長

よろしいでしょうか。それでは、異議がないようですので、議第2号につきまして、原案のとおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、本案は原案のとおり決定します。

## 6 報告事項

### 報第1号 都市計画道路再検証指針（案）について

#### ア 議案の概要

市議会、都市計画審議会、自治会連合会長会議、袋井商工会議所情報交換会、森町袋井インター通り線期成同盟会、浅羽地区地域審議会から「都市計画道路再検証指針（案）」に対する意見をいただき、修正を行った。こうしたことから、再検証指針（案）に対する意見とこれに対する修正箇所についての説明が行われた。

#### イ 議事

##### ○ 議長

次に、6「報第1号 都市計画道路再検証指針（案）について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

##### ○ 事務局

（説明）

##### ○ 議長

ただいま、報第1号につきまして事務局から説明がありました。この件について、ご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

##### ○ ■■ 委員

再検証指針（案）「都市の状況」では、少子高齢化などを見据えた取組が求められていると書いてあります。それでは指針ではどういう方向性を示しているのか、それから、都市計画道路の整備には、少なくとも50年以上要すると考えられるとありますが、必要性が高い道路はどのように整備していくのか。具体的に取組んでいくと表現はないのか、教えてほしいと思います。

##### ○ 事務局

都市計画道路再検証は、都市の拡大傾向にあった時代に決定されたものが多いことから、社会情勢の変化を考慮し、一度、立ち止まって必要性等を検証していくものであります。このため、都市計画道路再検証指針（案）として、評価項目等を設け、みなさんからご意見をいただきながら作成してまいりました。安定成長の時代に入っておりますので、過大なものは見直していく、また、必要なものは、必要なものとして残していくことが必要であろうかと思っております。防災の取組の重要性などが増しておりますが、こうしたところの整理もしてまいりたいと思っております。

次に、都市計画道路の整備をどのようにしていくかということですが、これについては「袋井市道路整備10箇年計画」をもとに、優先度の高いところから進めております。道路整備がなかなか進まない状況ではありますが、少しでも多く整備

されるよう努力してまいりたいと思います。

○ ■■ 委員

先程の都市計画変更のように、人にやさしい道路という話がありましたが、指針として、具体的にどのようにしていくかがあればよいなと思いました。指針では、少子高齢化社会の到来などが指摘され、そこで打ち切られてしまっているように気がします。評価項目の交通機能に「歩行者・自転車の利用に資する道路」とありますが、こうした機能を充実していくことなどの記述があるといいと思いました。

また、袋井は駅が開業し、駅南の開発が進んでいきますが、駅南のまちづくりをするにあたって、道路整備が50年後では困ります。これからのまちづくりをどうしていくかといった記述の検討をされたのか、お伺いしたいと思います。

○ 事務局

お話がありました視点や課題を念頭に、これから作業を進めてまいります。まちづくり全体については、総合計画や都市計画マスタープランで、どういうまちにしていくかが示されております。都市計画道路再検証は、少子高齢化社会の到来など、社会情勢の変化を考慮したうえで、都市計画道路に特化して検討していくものです。少子高齢化に対応したまちづくりや、コンパクトシティにするといったことは書かれておりませんが、そういった方向性は整合性はとれているものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○ ■■ 委員

この都市計画道路再検証指針（案）については、浅羽地区地域審議会での議論を経て、資料がまとまってきているように思えます。袋井市については、他市とくらべ若いまちであり、平成42年までは人口も若干増加していくまちであります。このため、袋井市の独自のあり方もあろうかと考えます。

また、地域審議会で意見・要望させていただいた部分もございますが、（都）浅羽東部線とその他の路線はセットものです。（都）浅羽東部線が根幹であり、これがないと他の路線は、意味がないものになります。そのあたりの配慮が大事になります。交通量調査だけをベースだけを考えると別のものになります。防災機能をはじめ、総合的な判断で考えてほしいと思います。1つの視点で、必要・不必要を考えては困ると思います。また、お金がないからという考えで見直しをするということではなく、袋井は元気なまちですから、そのあたりを捉えて検証を進めてほしいと思います。

○ 事務局

各方面からもそのようなご意見をいただいております。ご指摘のとおり、総合的な判断により検証を進めて参りたいと考えています。

○ ■■■ 委員

タイムスケジュールについて、年度が分かるように教えてください。

○ 事務局

再検証指針（案）の35頁を使ってご説明いたします。現在、ステップ2までが終了しております。来年度は、ステップ3を業務委託し、道路ネットワークの検証を行ってまいります。その後、都市計画道路の存続・変更・廃止の方針案を出してまいりたいと考えています。

方針案の提示、これは住民説明会やパブリックコメントも含めたものをいいますが、これは、平成25年度末を予定しております。方針案の提示の前に、都市計画審議会でご意見を伺いたいと考えております。その後、各方面からご意見をいただいた後、方針案を確定してまいりたいと考えています。

都市計画変更に向けた準備・調整については未定であり、結果をみて判断していきたいと思えます。これは、再検証の結果によって作業量が異なってまいります。周辺市町の状況をみますと、何回かにわけて都市計画変更したり、地区をいくつかに分けているところもございます。なお、都市計画変更の手続きにおいても、住民説明会などを行ってまいります。

○ 議長

その他、ご意見・ご質問等はございませんか。

それでは、この案件につきましては、ここまでとさせていただきます。

## 7 その他

「袋井市上山梨第三土地区画整理事業について」の情報提供が行われ、袋井市上山梨第三土地区画整理事業組合の設立（H25.2）及び土地区画整理事業の概要説明がされました。

また、「袋井駅南北自由通路新設及び橋上駅舎化事業について」の情報提供が行われ、自由通路及び橋上駅舎の概要について、説明が行われた。

なお、これらに対する質問等は、ありませんでした。

### ○ 事務局

本日の案件、又はその他事項のほか、都市計画に関する御意見、質問等がございましたら、お伺いします。

### ○ ■■ 委員

都市計画審議会の資料を配付する際に、前回の都市計画審議会の会議録を送付していただけないでしょうか。前回、何の話をしたのか、どのような意見がだされたのかを確認したいと思います。

### ○ 事務局

次回から、会議録を送付させていただきます。

以上のとおり、審議がなされ、都市計画審議会は閉会した。

会議録署名人

印

印